

平成 30 年度 川西町危険空き家等除却支援事業補助金について

川西町では、倒壊または建築資材等が飛散する恐れのある危険な空き家の解体を促進し、地域の生活環境の保全ならびに安全で安心なまちづくりの推進を図るため、町内にある空き家の解体を行う所有者等に対し、解体費用の一部を補助します。



【募集期間】

平成 30 年 6 月 1 日（金）から平成 30 年 6 月 29 日（金）まで

【補助金の交付】

募集期間中に申請のあったもののうち、町で行う空き家の不良度測定の結果、評点 100 点以上で、かつその評点が高いものから補助金の交付を行うものとします。

お問い合わせ先

川西町住民生活課 生活環境グループ 空き家担当

電話 0238-42-6616 FAX 0238-42-6614

【補助の対象となる老朽危険空家等】

老朽化もしくは風雨、降雪その他自然現象により、倒壊または建築資材などが飛散または剥落し、人の生命もしくは身体または財産に被害を与える恐れのある状態の本町に存在する空き家であって、以下のすべてに該当するもの

- ・町が行う不良度測定の結果、評点が100点以上であること
- ・個人が所有するもの
- ・物件又は賃借権が設定されていないこと
- ・公共事業等の保障の対象となっていないこと
- ・川西町空家等の適正管理に関する条例第12条第1項に規定する除却の命令を受けたものでないこと

【補助の対象者】

町税の滞納をしていない以下のいずれかに該当する方

- ・登記簿に記載されている空家等の所有者（所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する方）
- ・固定資産税課税台帳に登録されている空家等の所有者または納税義務者もしくは納税管理人

【補助対象経費】

老朽危険空家等を解体して所在地を更地にする工事を行うために要する費用（解体、撤去、運搬及び処分費用）

【補助金の額】

補助対象経費または解体する空き家の延べ床面積に1平方メートル当たり2万6千円を乗じて得た額のいずれか少ない額の5分の4以内（上限40万円）

【注意事項】

- 不良度測定の結果や予算の都合上、補助の対象にならない場合があります。
- すでに解体工事が行われているものは補助の対象になりません。
- 平成31年3月31日までに実績報告できない場合は補助の対象になりません。
- 虚偽または不正な申請を行った場合は、交付決定を取り消し、補助金の全部または一部を返還していただきます。

申請などに必要な書類等

1 交付申請時

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 空家等の位置図
- 空家等の現況写真
- 解体事業に要する経費の見積書
- 登記事項証明書または登記簿の写し
- 空家等及びその所在土地が記載された固定資産税課税明細書または固定資産課税台帳証明書（名寄帳）の写し
- 空家等の所有者と空家等の所在土地の所有者が異なる場合は、当該土地所有者の解体事業を行うことの同意書
- 納税に関する個人情報の取得に関する承諾書

2 実績報告時

補助対象工事が完了したら速やかに以下の書類等を提出してください。（最終提出期限は平成31年3月31日）

- 実績報告書（様式第5号）
- 解体事業に要した経費の領収書
- 空家等所在土地の解体事業後の写真
- 廃棄物処理に関する処分の証明書類

3 変更または中止の申請

補助金の交付決定を受けた後に事業内容を変更または中止する場合は、町に承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。

- 事業変更（中止）申請書（様式第3号）

※1～3について、上記のほかにも補助要件等の確認のために書類等を提出していただく場合があります。

4 補助金請求時

実績報告後に補助金交付額確定通知書の交付を受けてから、町が指定する期日までに請求書（様式第7号）を提出してください。

交付申請から補助金交付までの流れ

